

日本歯科医学会選挙規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本歯科医学会（以下、「学会」という。）規則第9条に基づき、学会会長選挙について定めるものとする。

(選挙権の行使)

第2条 選挙権の行使は、理由のいかんを問わず、委任を認めない。

(選挙権)

第3条 評議員は、選挙権を有する。

(被選挙権)

第4条 学会規則第5条の規定による会員にして、入会後選挙の日において2年以上経過した者は、被選挙権を有する。

(選挙権者名簿)

第5条 選挙権者名簿は、学会評議員名簿を用いるものとする。

(選挙権者名簿の閲覧)

第6条 第3条及び第4条の規定により選挙権及び被選挙権を有する者は、前条の名簿を閲覧することができる。

(選挙事務の管理)

第7条 この規程において選挙に関する事務は、選挙管理会が管理する。ただし、議場における選挙の執行は、評議員会議長（以下「議長」という。）の指揮下に入る。

(選挙管理会)

第8条 選挙管理会は、委員5名をもって組織し、次の各号に規定する者をもって充てる。

- 一 日本歯科医師会会長が推薦する2名
- 二 専門分科会が推薦する3名
- 2 委員は、学会会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、委嘱された年の4月1日をもって始期とする。
- 4 委員は、学会役員または評議員を兼ねることはできない。
- 5 委員は、在任中に学会会長候補者または推薦者となることができない。
- 6 選挙管理会の委員長及び副委員長は、その委員の互選による。

(選挙の時期)

第9条 選挙は、その任期満了の年の1月の評議員会において行う。ただし、特別の事情あるときは、会長は、理事会の議決を経てその期日を変更することができる。

(選挙期日の公示及び届出期間)

第10条 会長は、役員選挙の期日をその期日前30日までに公示しなければならない。ただし、補欠選挙の場合はこの限りではない。

- 2 前項の公示には、候補者の届出期間その他必要事項を記載しなければならない。

ただし、届出期間は、土日祝日及び学会の休業日を除く平日5日以内とし、受付は学会の業務時間内とする。

3 郵便による届出についても前項と同様とする。

(立候補の届出書に記載する事項等)

第11条 立候補の届出書には、候補者になろうとする者の氏名、会員番号、生年月日、住所、勤務先の所在地及び名称並びに略歴を記載し、かつ、候補者の立候補趣意書を添えなければならない。

2 前項の届出書には、会員である推薦者10人以上20人以内の者が、その氏名、会員番号、生年月日及び住所を記載し、添えなければならない。

(届出書受理の通知及び掲示)

第12条 前条に規定する候補者の届出書を受けたときは、選挙管理会は、候補者にその旨を通知し、かつ、候補者の氏名を公示板に掲示しなければならない。

2 前項の掲示は、選挙の当日まで掲示するものとする。

(候補者一覧表の作成及び送付)

第13条 選挙管理会は、候補者一覧表を作成し、選挙権者にすみやかに送付しなければならない。

(候補者の辞退届出)

第14条 候補者であることを辞退しようとするときは、評議員会における候補者または推薦者の演説開始前までに、学会に文書で届け出なければならない。

(投票によらないで当選者を決定する場合)

第15条 候補者が定員を超えないとき、または超えなくなったときは、評議員会の議決を経て、投票によらずに、その候補者を当選者と決定することができる。

(候補者または推薦者の演説等)

第16条 候補者の演説または推薦者の演説は、評議員会で行い、各3分間以内とする。

2 前項の演説をする者の順位は、その届出の順位による。

3 第1項の候補者1名に対する推薦演説をする者は、2人以内とする。

(推薦演説者の員数の制限)

第17条 前条第3項の規定にかかわらず、議長は、状況により選挙管理会と協議のうえ、推薦演説者の員数を制限することができる。

(候補者または推薦者が評議員でない場合)

第18条 候補者または推薦者が評議員でない場合その当事者から要求があったときは、第16条第3項に定める人数まで評議員会に出席させなければならない。ただし、出席した候補者または推薦者は、第16条に規定する演説をするほか一切発言することは許されない。

(選挙の方法)

第19条 選挙は投票により行う。ただし、出席者の3分の2以上の同意あるときは、別段の方法によることができる。

2 投票は1人1票とする。

3 前項の投票は単記無記名とする。

(会場の閉鎖)

第20条 議長は、選挙開始を宣告すると同時に議場の出入口を閉鎖し、選挙権を有する出席者の数を確定しなければならない。

(投票立会人及び開票立会人)

第21条 議長は、出席評議員の中から投票及び開票の立会を行う3人を指名し、又は評議員の互選により決定した者を投票に立会わせまたは開票に立会わせなければならない。

(投票用紙の手交)

第22条 役員選挙の投票用紙は、投票所において選挙管理委員から選挙権者に手交する。

(投票所における秩序保持)

第23条 投票を開始したときは、何人も演説討論をし、若しくはけん騒にわたりまたは投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他選挙の秩序をみだしてはならない。

2 前項の規定に抵触する行為をした者に対し、議長は、これを制止し、または退場させることができる。

3 前項により退場させられた者は、投票の最後に投票させる。

(投票箱の閉鎖)

第24条 選挙管理委員会委員長は、投票が終わったときは、その旨を議長に報告し、議長は投票終了を宣告してから、投票箱を閉鎖させる。

2 前項の宣告があった後は、投票を許さない。

(開票)

第25条 選挙管理委員会委員は、投票箱を開き投票の総数と投票者の総数を計算する。

2 選挙管理委員会委員長は、投票の内容を調査し、得票数を確認して議長に報告する。

3 前項において無効投票の判定については、選挙管理会は、開票立会人の意見を聞かなければならない。

(無効投票)

第26条 次の投票は、無効とする。

- 一 正規の投票用紙を用いないもの
- 二 候補者を対象として選挙を行ったとき、候補者以外の氏名を記載したもの
- 三 複数名の氏名を記載したもの
- 四 被選挙権のない者を記載したもの
- 五 他事を記載したもの ただし、敬称の類はこの限りでない
- 六 何人を記載したかを確認し難いもの

(当選者)

第27条 有効投票の過半数を得た者をもって当選者とする。ただし、有効投票総数の過半数の得票がなければならない。この得票数に達した者がいないときは、得票の多き者2名で過半数を得るまで繰り返し投票を行う。得票の数が同じときは、議長は議場に諮り、くじで当選を定めることができる。

2 得票の多き者2名を決定できない場合は、当該候補者をもって再投票を行う。

(当選者の決定と報告)

第28条 議長は、第25条第2項の規定により選挙管理委員会委員長から報告を受けたときは
当選者を決定し、直ちに議場及び会長に報告しなければならない。

(当選者の掲示)

第29条 前条の報告を受けた会長は、これを公示板に掲示しなければならない。

2 前項の掲示は、役員就任の日まで掲示するものとする。

(選挙録の提出及び保存)

第30条 選挙管理会は、選挙の経過を記載した選挙録を作成し、議長に提出しなければならない。

2 選挙録は、選挙管理委員全員これに署名押印しなければならない。

3 前項の選挙録のうち、議場における選挙の執行に関する選挙録については、議長及び当日議長の指名した評議員2人は、これに署名押印しなければならない。

4 議長は、選挙録を会長に渡し、会長はこれを2年間保存しなければならない。

(繰上げ当選の可否)

第31条 学会会長の繰上げ当選は認めない。

(本規程の変更及び廃止)

第32条 この規程を変更し、または廃止しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年9月11日から施行する。